

青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）にもとづく一般介護予防事業を通じた地域づくりに資するため、同法の規定による住民主体の介護予防を目的とした事業（以下「地域介護予防事業」という。）に対し、予算の範囲内において青梅市地域介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、その経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 地域介護予防事業の実施を目的とした活動（以下「介護予防活動」という。）を行う団体であること。
- (2) 青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）を活動拠点としていること。
- (3) 10人以上（次項に定める団体の登録を届け出た日から1年間は、5人以上）が所属していること。
- (4) 1年以上継続して地域介護予防事業を実施できる団体であること。
- (5) 市が開催する介護予防リーダー養成講座を修了した者（以下「介護予防リーダー」という。）が所属していること。
- (6) 月に1回以上介護予防活動を行う団体であること。
- (7) 市内に居住する65歳以上の高齢者を対象とした地域における介護予防活動を行う団体であって、参加者に年齢以外の制限を設けないこと。
- (8) 営利活動、宗教活動または政治活動を目的とする団体ではないこと。
- (9) 青梅市暴力団排除条例（平成24年3月30日条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、同条第3号に規定する暴力団関係者が構成員となっていないこと。

3 団体の登録

- (1) 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「団体代表者」という。）は、次に掲げる事項（以下「登録事項」という。）を記載した青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付団体登録申請書（様

式第1号)により青梅市長(以下「市長」という。)に申請しなければならない。

ア 団体名、代表者住所、氏名および連絡先

イ 介護予防リーダーおよびその他の構成員の氏名

ウ 構成員数

エ 補助金の支払にかかる口座番号

オ 実施地域

カ 実施拠点

キ 活動内容

(2) 前号に定める登録事項に変更が生じたとき、または事業を中止したときは、青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付団体登録事項変更・登録解除届出書(様式第2号)により、市長へ届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

4 登録団体の決定

(1) 市長は、前項第1号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録団体の適否を決定し、青梅市地域介護予防活動支援事業補助金交付団体登録(不登録)決定通知書(様式第3号)により、団体代表者に通知するものとする。

(2) 市長は、前項第1号の登録事項の内容に虚偽等があった場合または市長が適当でないと認めたときは、その登録を取り消すことができるものとする。

5 補助の対象となる活動

補助金の対象となる介護予防活動は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 1回当たりの活動時間が1時間以上であること。

(2) 介護予防に関する運動または講座が、原則30分以上含まれるものであること。

(3) 前号に規定する運動または講座において、介護予防リーダーが主体となっていくものが含まれていること。

6 補助金の額

補助金の額は、前項各号の要件にもとづく介護予防活動に要する経費のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を交付する

ものとする。

(1) 市が所管する公の施設、市内の自治会館その他の市内に所在する公共的施設における活動 施設使用料（会場借上料およびそれに付随する光熱費をいう。以下同じ。）の全額

(2) 民間施設における活動 施設使用料の実費額（1回当たり300円を上限額とし、1日2回までとする。この場合において、2日以上継続して施設を借り上げ、使用するときは、施設使用料を借り上げた日数で除した額の半額を1回の施設使用料の実費とみなすものとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）

7 実績報告および請求

団体代表者は、別に定める期間における事業実施後、速やかに青梅市地域介護予防活動支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第4号）に会場借上料の領収書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

8 補助金の交付

市長は、前項の報告書兼請求書にもとづき、内容を審査の上、適当と認める場合は、補助金を交付するものとする。

9 その他

この要綱および青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか必要な事項は、市長が別に定める。

10 実施期日等

(1) この要綱は、令和2年4月14日から実施し、令和2年4月1日から適用する。ただし、令和5年3月31日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

11 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。

(2) この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。